

熊本地震により職場復帰が困難となった場合等における育児休業給付の取扱いについて

① 育児休業給付の延長

熊本地震により、熊本県に所在する保育所等が被害を受け、予定していた職場復帰が困難になった場合（熊本地震による一時的避難や受付の停止のために、保育所等への保育の申込みができなかった場合も含みます。）について、育児休業給付の支給対象期間を延長します。

延長期間の上限は6ヶ月です。

② 同一の子について再度の育児休業の取得

育児休業を行ったことのある労働者が、当該対象育児休業終了後、熊本地震により熊本県に所在する保育園等が被害を受けたために、当該子について保育の利用ができず、再度同一の子について育児休業を取得する場合、育児休業給付の対象になります。（育児休業の再取得後について、前記①に該当する場合は支給期間の延長も可能です。）

◇詳しくは、最寄りのハローワーク・熊本労働局職業安定課にお尋ねください。

平成 28 年 5 月 2 日